



阿南市の花「ひまわり」の花言葉は、「光輝く」です。人権について考え守っていくことが、まさに光り輝く阿南市づくりにつながります。人権教育・啓発コーナー「ひまわり」では、人権に対する思いを掲載していきます。

阿南市でもスタート 一人でも悩まずに、まずはご相談

生活困窮者自立支援事業

あなんパーソナル・サポート・センター 吉原明則さん

はじめに

あなんパーソナル・サポート・センターは、「生活困窮者自立支援法」の施行にともない、平成27年4月から阿南市の委託を受け開設した新しい機関です。知名度は徐々に広がり、この4年間で5600件余りの相談を行い、阿南市での生活自立支援がスタートしました。

1. 「生活困窮者自立支援法」とは

「生活困窮者自立支援法」は、基本的には生活保護に至る前の段階で、生活自立に向けた支援を「ワンストップ」で行えるようにするものです。生活は繰り返しの連続で昨日と今日、今日と明日は全く違うという事はほとんどなく、その繰り返しが綿々と続くことで「生活」は成り立っています。しかし、事故、けが、病気、倒産、解雇、離婚、自然災害など不測の事態で生活形態が

崩れたとき、人は戸惑い悩み苦しむことがあります。「自分には関係ない」と思われる方もいると思いますが、生活が崩れる原因は表裏一体のもので、少しの違いでいつでも起こりうるものだと、この事業にかかわって改めて気づかされます。例えば、長期の入院を強いられ失業した中高年の男性は、今までのような仕事はできず、収入も途絶え、再就職もままならず生活が苦しくなり、自暴自棄となる「負のスパイラル」に陥ったり、スマホのオンラインゲームで収入が支払いに追いつかず、滞納が続いてメンタルを崩し失業した若年者が引きこもった等、非日常ではなく日常の中にそうした「つまづき」が原因で困窮になったケースが大半を占めています。また、非正規社員で年収が200万円を下回るいわゆる「ワーキングプア」の方々、雇止めや職場内でのパワハラで

の離職等、本人の適性や能力に関係ない原因で貧困に陥るケースもあります。そうした個人の責任や自助努力では対応しきれない事態に対し、社会保障制度等を活用し、安定した生活へと導くことを目的としています。

2. 自立した生活を営むために

憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とうたわれ70年余り、生存権の保障という観点からソーシャルな支援としては生活保護や医療保険、児童福祉等があり、インフォーマルな支援として地域社会やボランティア活動が盛んに行われるようになってきました。しかし、長年かけて整備されてきた制度も生活の多様化、価値観の変化にともない、制度の隙間でどの支援も受けられず、何ら手だてもないまま困窮した生活を営まれている方々が増えてきています。「自立」とは他の助けを受けず自分だけの力で行動または生活をするという考えのもとに、最終的には、来所された方々が個人の尊厳を持って生活していただくことを考え、支援プランを作成し、支援終了後も地域の「居場所」として、また困ったときの駆け込み場所として、自立するまでのフォローアップを継続しています。

3. 自立支援に向けて

私たちが考える「自立」には「生活自立」「社会自立」「経済自立」が

あります。日常生活ではどれも欠くことはできません。特に生活基盤の基礎となる収入は欠くことのできないもので、経済的な困窮は生活全般、社会との関わりに大きな影響を与えます。また、メンタル面でのストレスは相当なもので、家族にも負担を与えるばかりではなく、本人自身の自尊心すら奪いかねる恐れがあり、次の段階に移行しようとする意欲さえ削いでしまうことにもなります。相談者の現状と困窮に陥った（陥りそうな）原因を明らかにしながら、「就職は手段で、自立した生活確保が目的」というマインドで、相談者の尊厳（基本的人権）を守ることはもちろんのこと、当事者の家族や地域の事情も考慮し最善の支援を共に考えていくことが、継続的な自立した生活を送れるものと確信しています。

おわりに

あなんパーソナル・サポート・センターは、相談者に寄り添い、相談者が心を開いて相談できる環境づくりに努めてきました。「いろいろな生活上の困り事」を抱える多くの市民からの相談を受け付け、「生活のコンシェルジュ」としてネットワークも確立していますので、安心していつでもご連絡いただきたいと思います。

問い合わせは

人権・男女参画課
(☎22-3094) へ

